

平成27年2月26日

株 主 各 位

東京都江東区富岡二丁目1番9号

**丸八倉庫株式会社**

取締役社長 中 村 明

## 第119回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2月26日に開催の当社第119回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

#### 報 告 事 項

1. 第119期（平成25年12月1日から平成26年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第119期（平成25年12月1日から平成26年11月30日まで）計算書類報告の件

本件は、上記1,2の内容を報告いたしました。

#### 決 議 事 項

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき7円となりました。

##### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

変 更 前	変 更 後
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>取締役会長</u> が招集し、議長となる。取締役 <u>会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 (新設)	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 ( <u>社外取締役との責任限定契約</u> ) <u>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
第30条～第38条 (条文省略) (新設)	第31条～第39条 (現行どおり) ( <u>社外監査役との責任限定契約</u> ) <u>第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
第39条～第45条 (条文省略)	第41条～第47条 (現行どおり)

### 第3号議案

#### 取締役8名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に渡邊洋三、中村明、峯島一郎、峯島茂兵衛、鈴木一彦、荒井 豊の6氏が再選され、新たに神保信利、岩見辰彦の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第4号議案

#### 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に新たに佐々木光昭氏が選任され、井置延明氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

### 第5号議案

#### 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、堀切英武氏が選任されました。

## 第6号議案

退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決され、退任取締役鮫島正三郎氏および内門克巳氏ならびに退任監査役立川 彰氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については取締役期間は取締役会に、監査役期間は監査役の協議に一任することに決定いたしました。

以 上

---

## 期末配当金のお支払について

第119期期末配当金は同封の「期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、領収証裏面の記載事項をご高覧の上、銀行取扱期間中にお受け取り下さい。

なお、銀行口座等への振り込みご指定の方は、同封の「期末配当金計算書」記載の金額を『「配当金振込先ご確認」のご案内』に記載の口座へ振込手続きいたしましたので、ご確認下さい。